

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">自旅第129号</p>	<p style="text-align: right;">自旅第129号</p>
<p style="text-align: right;">平成11年12月13日</p>	<p style="text-align: right;">平成11年12月13日</p>
<p style="text-align: right;">国自旅第219号</p>	<p style="text-align: right;">国自旅第219号</p>
<p>一部改正 平成16年 3月 5日</p>	<p>一部改正 平成16年 3月 5日</p>
<p style="text-align: right;">国自旅第618号</p>	<p style="text-align: right;">国自旅第618号</p>
<p>一部改正 平成26年 3月26日</p>	<p>一部改正 平成26年 3月26日</p>
<p style="text-align: right;">国自旅第 55号</p>	<p style="text-align: right;">国自旅第 55号</p>
<p>一部改正 令和 元年 7月 9日</p>	<p>一部改正 令和 元年 7月 9日</p>
<p style="text-align: right;">国自旅第148号</p>	<p style="text-align: right;">国自旅第148号</p>
<p>一部改正 令和 5年 8月24日</p>	<p>一部改正 令和 5年 8月24日</p>
<p style="text-align: right;">国自旅第177号</p>	<p style="text-align: right;">国自旅第177号</p>
<p>一部改正 令和 5年10月 1日</p>	<p>一部改正 令和 5年10月 1日</p>
<p style="text-align: right;">国自旅第330号</p>	
<p>一部改正 令和 6年2月27日</p>	
<p style="text-align: right;">各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>	<p style="text-align: right;">各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>
<p style="text-align: right;">物流・自動車局長</p>	<p style="text-align: right;">自動車局長</p>
<p>一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の 処理要領について</p> <p>平成24年4月に発生した関越自動車道の高速ツアーバス事故を受け</p>	<p>一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の 処理要領について</p> <p>平成24年4月に発生した関越自動車道の高速ツアーバス事故を受け</p>

て、運賃・料金制度も含めた貸切バスをめぐるビジネス環境の問題点が浮き彫りになったことを踏まえ、これらについて早急に改善を図るべく、国土交通省において平成25年4月に策定した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」においては、一般貸切旅客自動車運送事業のビジネス環境の適正化・改善を図るため、利用者にわかりやすく、安全コストが運賃・料金に反映される新たな制度に移行させることとしたところである。

その後、「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」において行った検討結果に基づき、今般、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領を以下のとおり改めるので、関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、平成11年12月13日付け自旅第132号「変更命令の審査を必要としない運賃・料金の範囲について」は廃止する。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

第1. 運賃・料金の届出に関する手続き (略)

第2. 運賃・料金の変更命令の処理要領

1. 変更命令の検討を必要としない届出

(1) 運賃・料金の設定(変更)届出書の内容が次のいずれかに該当するときは変更命令の検討を必要としないものとする。

- ① 運賃・料金の下限額が、別紙1「一般貸切旅客自動車運送事業における変更命令の検討を必要としない運賃・料金の額の設定要領」に基づいて地方運輸局長が地域の経済情勢や一般貸切旅客自動車運送事業者(以下、「事業者」という。)の経営状況を勘案して定め公示する**基準額(2.の調査要領に従って調査を行うにあたり、変更命令の検討を要するか否かについて判断する際の基準となる額。以下同じ。)**以上であって、運賃・料金の適用方法

て、運賃・料金制度も含めた貸切バスをめぐるビジネス環境の問題点が浮き彫りになったことを踏まえ、これらについて早急に改善を図るべく、国土交通省において平成25年4月に策定した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」においては、一般貸切旅客自動車運送事業のビジネス環境の適正化・改善を図るため、利用者にわかりやすく、安全コストが運賃・料金に反映される新たな制度に移行させることとしたところである。

その後、「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」において行った検討結果に基づき、今般、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領を以下のとおり改めるので、関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、平成11年12月13日付け自旅第132号「変更命令の審査を必要としない運賃・料金の範囲について」は廃止する。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

第1. 運賃・料金の届出に関する手続き (略)

第2. 運賃・料金の変更命令の処理要領

1. 変更命令の検討を必要としない届出

(1) 運賃・料金の設定(変更)届出書の内容が次のいずれかに該当するときは変更命令の検討を必要としないものとする。

- ① 運賃・料金の下限額が、別紙1「一般貸切旅客自動車運送事業における変更命令の検討を必要としない運賃・料金の額の設定要領」に基づいて地方運輸局長が地域の経済情勢や一般貸切旅客自動車運送事業者(以下、「事業者」という。)の経営状況を勘案して定め公示する**下限額以上であって、運賃・料金の適用方法(車種区分、運賃の計算、料金の種類及び適用方法を定めているもの。以下同じ。)**が、国土交通大臣が事業実態を勘案して定める別

(車種区分、運賃の計算、料金の種類及び適用方法を定めているもの。以下同じ。)が、国土交通大臣が事業実態を勘案して定める別紙2「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」と合致するものであること。

② 地方運輸局長が地域の事情を勘案して、①の別紙1に基づき地方運輸局長が定める**基準額**を適用することが適当ではないとして公示したものであること。

(2) (略)

2. 変更命令を行うか否かについての調査要領

(略)

3. 運賃・料金の変更命令を発する基準

(略)

第3. その他

当該事務を処理する上で、事業者に対し示している変更命令を必要としない**基準額**及び標準適用方については、あくまでも事務処理上の基準として設定しているものであり、それ以外の運賃・料金の設定(変更)を否定するものではないことに十分留意すること。

附 則 (平成26年 3月26日国自旅第618号)

1 本処理要領は、平成26年4月1日より施行する。

2 運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。

3 2により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。

附 則 (令和元年 7月 9日国自旅第55号)

本処理要領は、令和元年8月1日より施行する。

紙2「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」と合致するものであること。

② 地方運輸局長が地域の事情を勘案して、①の別紙1に基づき地方運輸局長が定める**下限額**を適用することが適当ではないとして公示したものであること。

(2) (略)

2. 変更命令を行うか否かについての調査要領

(略)

3. 運賃・料金の変更命令を発する基準

(略)

第3. その他

当該事務を処理する上で、事業者に対し示している変更命令を必要としない**下限額**及び標準適用方については、あくまでも事務処理上の基準として設定しているものであり、それ以外の運賃・料金の設定(変更)を否定するものではないことに十分留意すること。

附 則 (平成26年 3月26日国自旅第618号)

1 本処理要領は、平成26年4月1日より施行する。

2 運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。

3 2により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。

附 則 (令和元年 7月 9日国自旅第55号)

本処理要領は、令和元年8月1日より施行する。

附 則 （令和5年 8月24日国自旅第148号）

- 1 本処理要領は、令和5年8月25日より施行する。
- 2 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができる。
- 3 2により従前の運賃・料金を適用した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。

附 則 （令和5年10月1日国自旅第177号）

本処理要領は、令和5年10月1日より施行する。

附 則 （令和6年2月27日国自旅第330号）

- 1 本処理要領は、令和6年3月1日より施行する。
- 2 ただし、施行日以降であっても、新たな運賃・料金を実施するまでの間は、従前の運賃・料金を適用するものとする。
- 3 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金を適用することができる。
- 4 従前の車種区分による運賃・料金を適用した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。

附 則 （令和5年 8月24日国自旅第148号）

- 1 本処理要領は、令和5年8月25日より施行する。
- 2 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができる。
- 3 2により従前の運賃・料金を適用した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。

附 則 （令和5年10月1日国自旅第177号）

本処理要領は、令和5年10月1日より施行する。

一般貸切旅客自動車運送事業における変更命令の検討を必要としない
運賃・料金の額の設定要領

第 1. **基準額**の設定及び公示

地方運輸局長は、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の額について、当該地域内の経済状況及び事業者経営状況を勘案した額を算出し、これを10円単位に四捨五入したものを変更命令の検討を必要としない運賃・料金の**基準額**として設定し、公示することとする。

第 2. 変更命令の検討の対象となる運賃・料金の考え方
(略)

第 3. 運賃・料金の設定方法
(略)

第 4. 運賃・料金の見直し
(略)

一般貸切旅客自動車運送事業における変更命令の検討を必要としない
運賃・料金の額の設定要領

第 1. 下限額の設定及び公示

地方運輸局長は、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の額について、当該地域内の経済状況及び事業者経営状況を勘案した額を算出し、これを10円単位に四捨五入したものを変更命令の検討を必要としない運賃・料金の下限額として設定し、公示することとする。

第 2. 変更命令の検討の対象となる運賃・料金の考え方
(略)

第 3. 運賃・料金の設定方法
(略)

第 4. 運賃・料金の見直し
(略)

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

第 1. 車種区分

大型車、中型車、小型車、**通勤用車**の 4 区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車……………車両の長さ 9メートル以上又は旅客席数 50 人以上

中型車……………大型車、小型車、**通勤用車**以外のもの

小型車……………車両の長さ **6メートル以上 8メートル以下**で、かつ旅客席数 **33 人以下**

通勤用車…車両の長さ 6メートル未満で、かつ旅客席数 14 人以下

第 2. 運賃

(略)

第 3. 料金

(略)

第 4. 端数処理

(略)

第 5. 旅客より収受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法

(略)

第 6. 実費負担

(略)

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

第 1. 車種区分

大型車、中型車、小型車の 3 区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車……………車両の長さ 9メートル以上又は旅客席数 50 人以上

中型車……………大型車、小型車以外のもの

小型車……………車両の長さ 7メートル以下で、かつ旅客席数 29 人以下

(新設)

第 2. 運賃

(略)

第 3. 料金

(略)

第 4. 端数処理

(略)

第 5. 旅客より収受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法

(略)

第 6. 実費負担

(略)

一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領について

第 1. 原価計算期間及び運賃・料金の算定

1. 運賃・料金設定の場合
(略)

2. 運賃・料金変更の場合
(略)

第 2. 原価計算方法

1. 基礎数値の算出
(略)

2. 原価の算出

(1) 原価の範囲

原価は、一般貸切旅客自動車運送事業の営業費(人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両減価償却費、**諸税、保険料、その他経費**(**そのうち手数料等については、内数として記載するものとする。**)**及び一般管理費**をいう。以下同じ。)、営業外費用、適正利潤及び安全経費を合計した額とする。

(2) 平均給与月額及び支給延人数

運転者とその他の職種に分けた平均給与月額及び支給延人員

(3) 車両数の算定

延実在車両数(日車)

延実動車両数(日車)

(4) 平均車両使用年数

車種区分別の平均使用年数

(5) 営業収入の算定

営業収入 = 運送収入 + 運送雑収

一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領について

第 1. 原価計算期間及び運賃・料金の算定

1. 運賃・料金設定の場合
(略)

2. 運賃・料金変更の場合
(略)

第 2. 原価計算方法

1. 基礎数値の算出
(略)

2. 原価の算出

(1) 原価の範囲

原価は、一般貸切旅客自動車運送事業の営業費(人件費(基準内賃金)、人件費(基準外賃金)、燃料油脂費、車両修繕費、車両減価償却費、その他運送費及び一般管理費をいう。以下同じ。)、営業外費用、適正利潤及び安全経費を合計した額とする。

(2) 平均給与月額及び支給延人数

運転者とその他の職種に分けた平均給与月額及び支給延人員

(3) 車両数の算定

延実在車両数(日車)

延実動車両数(日車)

(4) 平均車両使用年数

車種区分別の平均使用年数

(5) 営業収入の算定

営業収入 = 運送収入 + 運送雑収

- (6) 実働日車あたり営業収入の算定
- (7) 総走行キロメートル及び実車走行キロの算定
- (8) 総乗務時間の算定
 - ・ 出庫から帰庫までの乗務時間実績（交替運転手が同乗している場合は、同乗時間を含む。）に、出庫前及び帰庫後の点呼点検時間として1時間ずつ合計2時間を運行毎に合算する。
 - ・ 日帰り運行における休憩時間は乗務時間を含む。
 - ・ 宿泊を伴う運行は、宿泊場所到着後1時間、宿泊場所出発前1時間を乗務時間に加える。なお、宿泊場所の滞在時間は除く。
- (9) 安全運行に関する経費の算定
- (10) 一般貸切旅客自動運送事業の資本報酬の算定

第3. 収入の算出
(略)

第4. 原価計算書等の様式
(略)

- (6) 実働日車あたり営業収入の算定
- (7) 総走行キロメートル及び実車走行キロの算定
- (8) 総乗務時間の算定
 - ・ 出庫から帰庫までの乗務時間実績（交替運転手が同乗している場合は、同乗時間を含む。）に、出庫前及び帰庫後の点呼点検時間として1時間ずつ合計2時間を運行毎に合算する。
 - ・ 日帰り運行における休憩時間は乗務時間を含む。
 - ・ 宿泊を伴う運行は、宿泊場所到着後1時間、宿泊場所出発前1時間を乗務時間に加える。なお、宿泊場所の滞在時間は除く。
- (9) 安全運行に関する経費の算定
- (10) 一般貸切旅客自動運送事業の資本報酬の算定

第3. 収入の算出
(略)

第4. 原価計算書等の様式
(略)